

横浜市駐車場条例を一部改正しました。

横浜市では、駐車需要の原因となる建築物の新築等の場合に、建築主に対して駐車場の敷地内確保を義務付ける「横浜市駐車場条例」を制定し、駐車場の整備促進を図っています。

このたび、近年の車離れや鉄道網の発達など自動車交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、時代の変化に対応した適切な駐車場附置義務制度となるよう、規制緩和に向けた見直しの検討を進め、市民への意見募集等を経て、横浜市駐車場条例の一部改正を行いました。

1 主な改正内容（詳細は、別紙「横浜市駐車場条例の一部改正（令和8年2月）の概要」参照）

- (1) 附置義務の適用規模の緩和
- (2) 事務所など一部建物用途の附置義務対象からの除外
- (3) 附置義務台数の算定基準（原単位）の緩和
- (4) 隔地の特例の適用距離の緩和
- (5) 利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例の追加

左記(1)～(5)の緩和は既設の建築物(駐車場)にも適用可能

2 施行期日（適用開始日）

上記1(1)～(3)は、先行して令和8年4月1日に施行します。

上記1(4)～(5)は、横浜市駐車場条例施行規則及び横浜市駐車場条例取扱基準の改正（別途意見公募を実施）を経て施行します。

令和8年4月1日以降は、建築物の新築において、上記1(1)～(3)に該当するものは駐車施設等の附置自体が不要又は附置台数が改正前より減少となります。また、既に附置義務駐車施設等を設けている建築物において、上記1(1)～(3)に該当するものは当該駐車施設等を廃止又は縮小することができるようになります。

附置義務駐車施設等を隔地化している建築物のうち上記1(1)～(2)に該当して駐車場附置義務の対象外になったものは、隔地先の駐車施設等を廃止することができます。また、隔地先の駐車施設の廃止の有無に関わらず、本条例第12条の2に基づく定期報告書の提出及び現地における表示板の掲出の義務がなくなります。

つきましては、本条例の改正に伴い附置義務駐車施設等を廃止又は縮小した場合は、下記【お問合せ先】に「附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出書」（令和8年4月1日に本市ウェブページに掲載予定）をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。（上記1(1)～(2)により適用外となるものは、本条例第7条に基づく「附置義務駐車施設等変更届出書」は提出不要です。）

※本市ウェブページ（下記 URL）に掲載の条例改正に関する Q & A も、あわせてご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/joreikaisei.html>



【お問合せ先】

都市整備局交通政策部交通企画課(※) 駐車場担当 Tel 045-671-3853

※令和8年4月1日以降は「道路・交通政策局交通政策部交通政策課」に変わります。

横浜市駐車場条例の一部改正（令和8年2月）の概要

1 附置義務の対象規模の緩和（乗用車・自動二輪車）[第4条、第4条の3]

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）における駐車場附置義務の適用規模を「2,000㎡超」に緩和しました。

地区の区分	改正前	改正後
商業地域等	1,000㎡超	2,000㎡超
周辺地区又は自動車ふくそう地区（以下「周辺地区等」という。）	2,000㎡超	2,000㎡超

2 附置義務の対象建物用途の一部除外（乗用車・自動二輪車）[第4条、第4条の3]

商業地域等において、事務所、工場、倉庫及び非特定用途（学校、福祉施設、診療所等）を駐車場附置義務の適用及び台数算定の面積対象から除外しました。

		改正前		改正後	
		商業地域等	周辺地区等	商業地域等	周辺地区等
特定用途	百貨店その他の店舗	対象	対象	対象	対象
	事務所	対象	対象	対象外	対象
	倉庫又は工場	対象	対象	対象外	対象
	その他特定用途	対象	対象	対象	対象
非特定用途		対象	対象外	対象外	対象外

※本市では、駐車場法第20条第1項に規定する「特定用途」に「共同住宅」は含みません。（荷さばき車も含めて本条例の対象外）

3 原単位（附置義務台数の算定基準）の緩和（乗用車）[第4条]

周辺地区等における「倉庫又は工場」の原単位を「400㎡/台」に緩和しました。

		改正前		改正後	
		商業地域等	周辺地区等	商業地域等	周辺地区等
特定用途	百貨店その他の店舗	200㎡/台	200㎡/台	200㎡/台	200㎡/台
	事務所	250㎡/台	250㎡/台	(対象外)	250㎡/台
	倉庫又は工場	250㎡/台	300㎡/台	(対象外)	400㎡/台
	その他特定用途	250㎡/台	250㎡/台	250㎡/台	250㎡/台
非特定用途		550㎡/台	(対象外)	(対象外)	(対象外)

4 隔地の特例の適用距離の緩和（乗用車・荷さばき車・自動二輪車）[第10条第1項]

駐車場の隔地化が可能な距離を「おおむね500m以内」に緩和しました。

	改正前	改正後
隔地距離（水平距離）	おおむね300m以内	おおむね500m以内

5 利用実態に基づく附置義務台数の特例の追加（乗用車・自動二輪車）[第10条]

条例により附置した駐車場の利用率が低迷している既存建築物について、

- ①利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例を追加しました。（第4項）
- ②同一敷地内の建替に①の台数緩和を適用できる特例を追加しました。（第5項）

※あわせて供用開始後5年間の利用実績調査及び報告を規定しました。（第12条の3）

※上記のうち4、5は、詳細について横浜市駐車場条例施行規則及び横浜市駐車場条例取扱基準で規定します。

※詳しくは、今後改訂予定の「横浜市駐車場条例の解説」をご覧ください。